

12月の市議会(定例会) 審査日程(予定)

12月の市議会は、次の日程で行われる予定です。

- 5日(月) 本会議「開会」平成22年度決算特別委員長報告／質疑・討論・表決／閉会
●6日(火)～9日(金) 議案研究
●10日(土)・11日(日) 休日
●12日(月)・13日(火)・14日(水) 本会議「質疑・一般質問」
●15日(木)・16日(金) 委員会
●17日(土)・18日(日) 休日
●19日(月)・20日(火) 事務整理
●21日(水) 本会議「委員長報告／質疑・討論・表決／閉会」
開議会事務局
☎63・1628

年末年始のパスポート 申請はお早めに

市民サービスセンターは、年末年始の12月29日(木)から1月3日(火)まで業務を休みます。パスポートの申請から交付までには、土・日・祝日・休日・年末年始を除いて最

低でも11日間必要です。交付は、審査のために予定日より遅れることもあり、早めの申請と受け取りを行ってください。

12月10日からは北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日から16日まで「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。政府認定拉致被害者である本県出身の松木薫さんをはじめ、多くの被害者と家族の苦しみは今も続いています。

県では、同週間を中心に写真パネル展や講演会などの啓発事業を行う予定です。
●県国際課
☎096・333・2159

心配ごとや悩みごとを相談してみませんか

●日時 12月7日(水) 午前10時～午後3時
●場所 市役所11号会議室
●相談員 人権擁護委員、法務局職員
●相談内容 家庭内・近隣間な

どのめもごと、相続・金銭問題での悩みごと、いじめ・差別などの人権問題、その他さまざまな心配ごとや悩みごと
●相談料 無料。秘密は固く守ります。

荒尾市人権擁護委員

(敬称略・順不同)
深浦淳美、竹林勝子、木戸玉緒、松山史朗、平島廣幸、村松淳志
※特設人権相談所以外でも、熊本地方法務局でも相談を受けています。

ご利用ください 12月の特別納税窓口

平日夜間と土・日・祝日に特別納税窓口を開設します。同時に納税相談も受け付けます。

- 平日の夜間納税窓口
「午後5時15分～午後8時」
12月12日(月)～16日(金)
12月19日(月)～22日(木)
●土・日・祝日の納税窓口
「午前8時30分～午後5時15分」
12月17日(土)・18日(日)・23日(金)・24日(土)・25日(日)
●受付窓口 収納課⑧番窓口

●対象税目

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

●納税相談

納期限までに納付されない、本税のほか督促手数料や延滞金が増算されるとともに滞納処分が行われることとなります。納付方法などの相談を受けていますので、お早めにご相談ください。

●対象者

対象となる家畜を1頭(匹、羽)以上飼育している人。
●農林水産課
☎63・1443

●対象者

県と玉名地域振興局管内の市町で、差押えた財産の公売会を合同で開催します。
●日時
12月21日(水) 正午開場
●会場 玉名市横島町公民館
●多目的ホール
●公売物件 約180点
●持参品
①買受代金
②筆記具(ボールペン)
③印鑑(認印でも可、法人の場合は代表者の印)
④本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
⑤委任状(代理人が入札する場合)
※物件は中古品であり、買受代金納付時の現況有姿での引き渡しとなります。
※公売前に滞納税が完納された場合などは公売中止になることがあります。
●収納課 ☎63・1362

電気生ごみ処理機に補助金を交付します

市では、電気式生ごみ処理機を購入する家庭に補助を行います。今年度、40基について先着順で申請を受け付けます。

- 応募資格
①市内に住所を有し、居住している世帯
②市税を滞納していない世帯
③一般家庭用を使用する世帯(業務用は対象外)
④処理機を有効に活用し、生ごみの減量化やリサイクルなど、市の施策に協力いただける世帯
⑤利用状況のアンケートに協力いただける世帯
●申込方法 市役所1階環境保全課で受け付けます。
※申し込みは同一世帯から一人(世帯主)です。他世帯の代理申し込み、電話での申し込みは受け付けません。
●補助額 購入価格(税抜)の2分の1とし、上限額は2万5千円。(補助額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
なお、申し込みを完了した人へ交付しますので、事

前の購入はお控えください

購入先は、市内に店舗がある事業者からお願いします。
●受付期間 12月12日(月)～平成24年2月24日(金)
●処分の制限 助成金交付を受けた人は市の規則により、「5年間は当該補助金等の交付の目的に反して生ごみ処理機を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」ことになっていきます。
※コンポスト式生ごみ処理容器的補助金交付申し込みも随時受け付けています。

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。
●対象者 旧ソ連邦またはモンゴル国の地域での戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有する存命の人
※特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなった人の相続人は請求できませんが、施行前に

亡くなった人の遺族などは対象外です

●請求受付期限
平成24年3月31日まで
●その他
①請求期間内に特別給付金の請求をしなかった場合は、支給されません。
②請求書を持っていない人は至急ご連絡ください。
③既に特別給付金を支給された人は、再度請求することはできません。

●独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金認定担当
ナビダイヤル
☎0576・059・204
受付時間(土・日・祝日以外)
午前9時～午後6時
●多重債務者生活再生支援事業を実施しています
多重債務問題は、深刻な社会問題となっています。県では、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託し、面談による家計診断・生活指導や、債務整理後の生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付など、債務整理から生活再生まで一貫した支援を行っ

金融広報アドバイザーを派遣します

地域や学校で開催される学習会・講演会へ消費者教育を行う金融広報アドバイザー(講師)を派遣していま

vol.3 人権コラム ～気付き・学び・行動しよう～
同和問題とは部落差別にかかわる人権問題のことです。この問題は出身地などを理由とした差別であり、憲法で保障されている基本的人権にかかわる重大な問題です。
同和問題の解決のために、他人事ではなく、私たち一人一人の問題として捉え、正しい知識を持つと共に、自分自身で考え、判断するという主体性のある価値観を養っていくことが大切です！
●人権啓発センター
☎62・1313

同和問題とは

す。消費者教育のテーマ、開催場所、時間について、ご要望をご連絡ください。なお、金融広報アドバイザーへの謝礼、交通費は不要です。
●テーマ例 「携帯電話を使った消費生活トラブル」、「多重債務にならないために」、「高齢者をめぐる悪質商法」など
●県金融広報委員会(消費生活課内)
☎096・383・2323